

地方公営企業法の適用範囲に関する 地方公共団体への意見調査結果の概要について

平成25年8月

総務省自治財政局公営企業課

調査の概要

調査対象

公営企業決算状況調査の対象となる地方公営企業

調査基準日

平成25年4月1日

照会期間

平成25年6月17日付事務連絡により各都道府県財政担当課・各都道府県市区町村担当課・各指定都市財政担当課宛て照会
→平成25年7月8日総務省提出締切

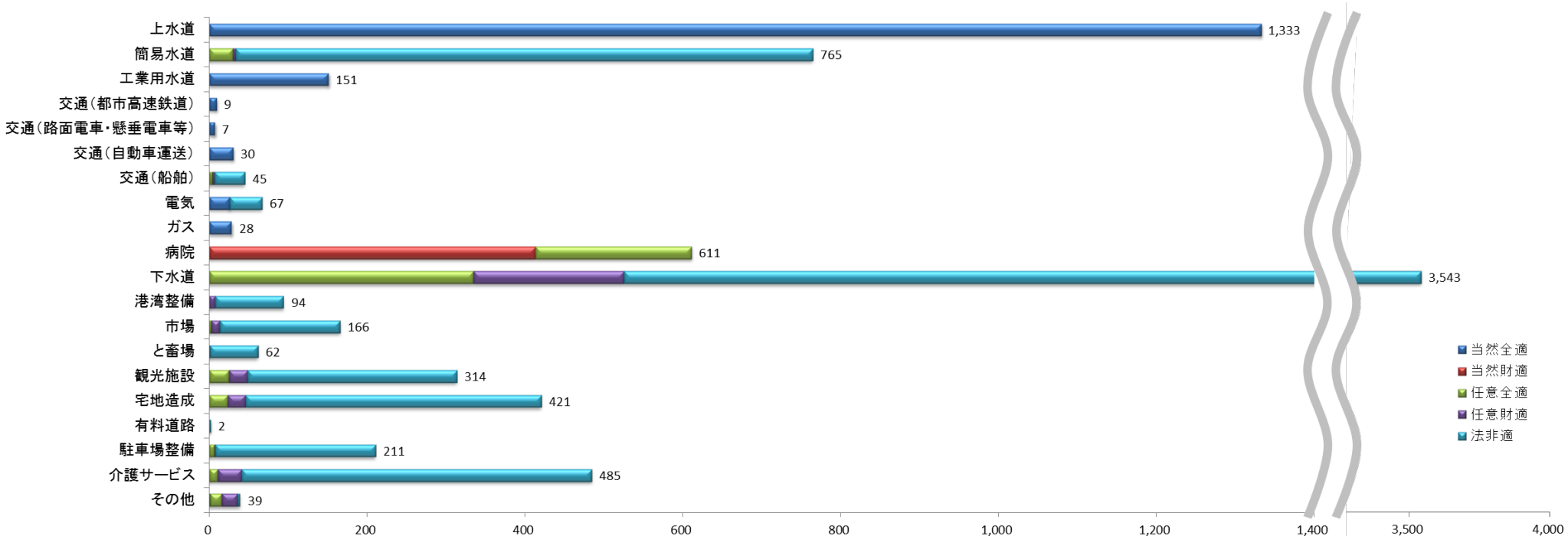
回答数

総回答数: 8,383事業 ※H23公営企業決算状況調査の対象事業数: 8,754事業

■ 全部適用: 2,236事業、財務適用: 729事業、法非適用: 5,418事業

■ 都道府県・政令市: 566事業、市区町村(人口1万人超): 6,251事業、市区町村(人口1万人以下): 1,566事業

※都道府県又は政令市が加入する一部事務組合・広域連合については「都道府県・政令市」に、その他の一部事務組合・広域連合については「市区町村(人口1万人超)」に含めている。



財務規定等適用に係る課題① 【問1】

質問内容

法非適用の事業に財務規定等を適用することに関し、重要な課題と考えるもの(12個の選択肢のうち重要なものから順に3個まで複数回答)
【回答対象】法非適用事業

ポイント

・団体規模に関わらず、「(移行時)①地方公営企業会計に精通した職員の不足」との回答が最多であり、次いで、「(移行時)②資産評価作業の事務負担」が多数(これらで総回答数の4割強を占める)。特に、小規模な団体ほど、「①」の割合が多くなる傾向が見られた。

⇒移行時における人的資源の確保が重要な課題として認識されている。

・「(移行時)⑤法適、非適企業における資本費平準化債の取扱いの違い」や「(移行時)⑥出納取扱機関等の担保提供義務」を重要な課題として考えている事業はわずかであるとの結果であるが、そもそも課題として認識されていない可能性もある。

選択肢

(移行時)

- ① 地方公営企業会計に精通した職員の不足
- ② 資産評価作業の事務負担
- ③ 人事・財政担当部局等庁内横断的な組織体制の構築
- ④ システム改修費等の準備経費
- ⑤ 法適、非適企業における資本費平準化債の取扱いの違い
- ⑥ 出納取扱機関等の担保提供義務

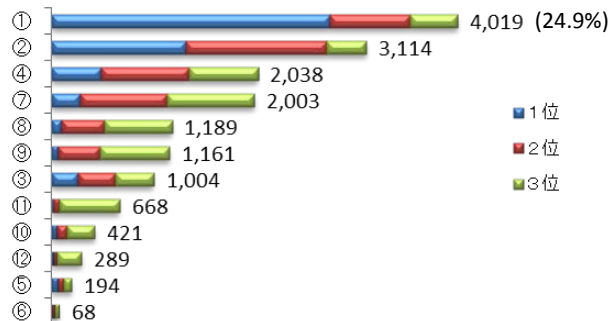
(移行後)

- ⑦ 業務量の増加
- ⑧ 会計処理体制等の確保
- ⑨ 財務諸表を活用できる人材の不足
- ⑩ 適切なコスト計算

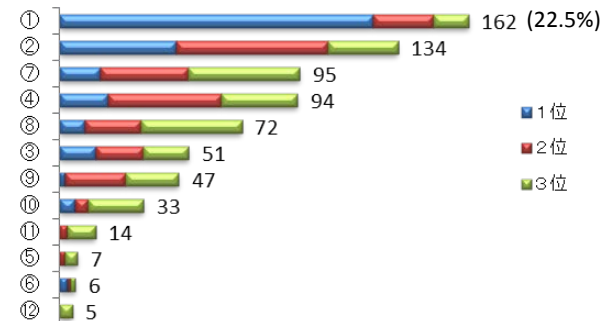
(移行時・移行後共通)

- ⑪ 法適化に対する担当者の心理的負担
- ⑫ 財務状況を明確化することへの抵抗感

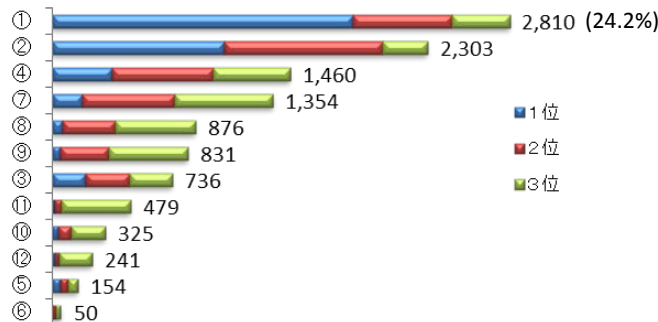
全体
(有効回答数: 16,168)



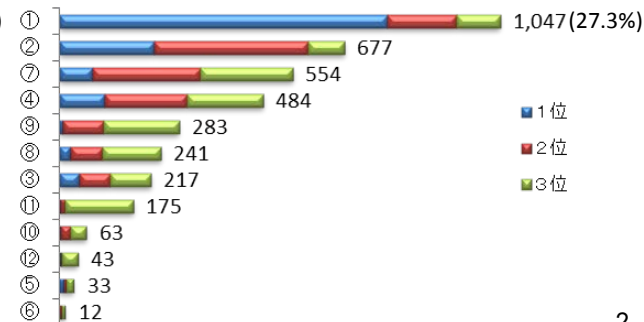
都道府県・政令市
(有効回答数: 720)



市区町村(人口1万人超)
(有効回答数: 11,619)



市区町村(人口1万人以下)
(有効回答数: 3,829)



財務規定等適用に係る課題② 【問2】

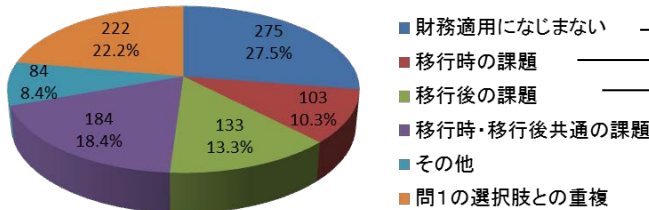
質問内容

法非適用の事業に財務規定等を適用することに関し、問①に掲げるもの以外で重要な課題と考えるもの(自由記入)
【回答対象】法非適用事業

ポイント

- ・「独立採算が困難」、「小規模・単独事業」であることなど、当該事業への財務適用はなじまないとする回答が約3割あった。
- ・また、問1では職員不足について専ら移行時の課題としているが、移行後においても課題として挙げている事業が多数あった。

全体
(有効回答数:1,001)

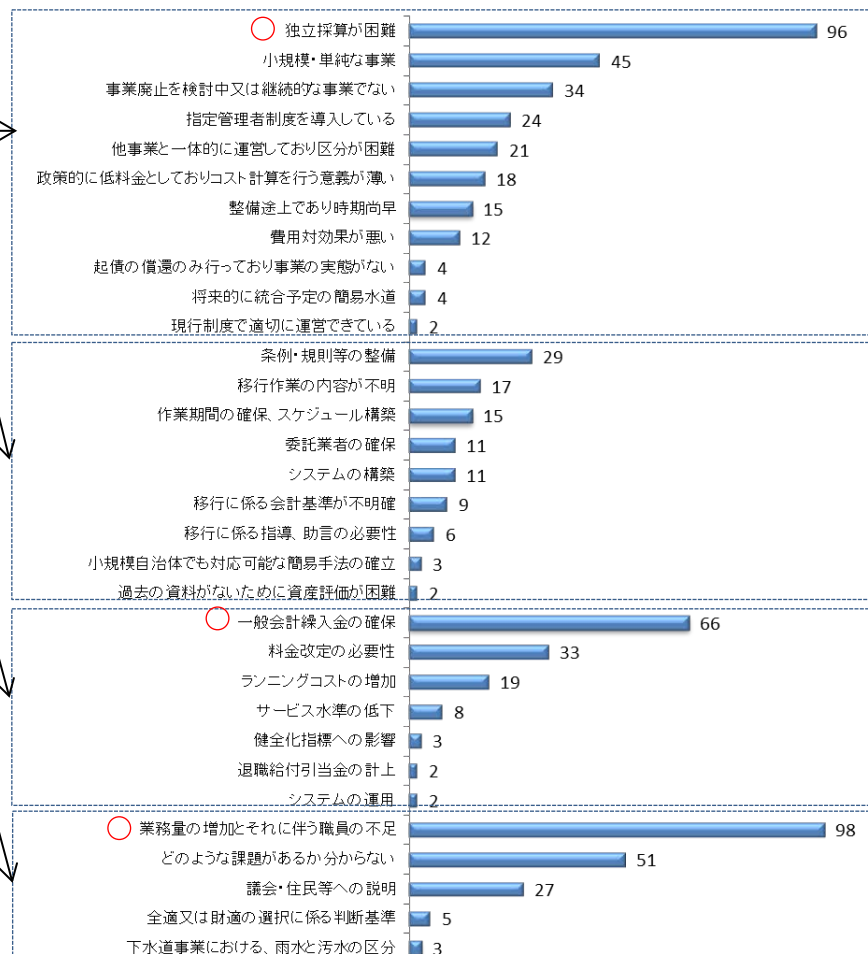


上位3項目の回答例

- 「独立採算が困難」・・・減価償却費を勘案すれば収支均衡は困難
- 「一般会計繰入金の確保」・・・法適用により期待されるメリットをはるかに凌駕する財政基盤の弱さがある。一般会計の関与をどこまで明確化できるかが健全経営に向けての課題と考える。
- 「業務量の増加とそれに伴う職員の不足」・・・適用期間中及び適用後の各種事務関係の負担が大きい。

「その他」の主な内容は以下のとおり。

- ・地方公営企業法を適用したとしても、実質的に市長部局が権限を持っている以上は、見かけだけの改革になってしまうことが予想される
- ・移行方針決定に関する首長の了承
- ・従来の会計との比較可能性
- ・準公営企業に対する一般会計等において負担する経費の法的根拠があいまいなままであり、企業会計導入により負担割合が明確化するという趣旨に反している。水道事業のように施行令で明文化すべき
- ・財務諸表公開後の住民評価が政策決定に与える影響
- ・東日本大震災及び原子力事故により事業自体の見通しが立たない状況で、業務量は増加しているが職員数を減らし経費縮減中。移行作業は人員や経費が不足し、対応できない



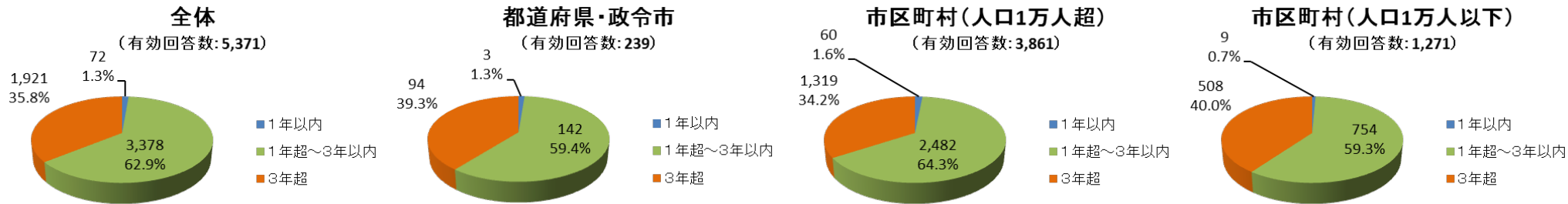
財務規定等適用への移行に要する期間（想定）【問3】

質問内容

法非適用の事業に財務規定等を適用することに関し、その移行準備等に必要と考えられる期間
【回答対象】法非適用事業

ポイント

- ・1年超を要するとの回答が大半であり、3年超を要するとの回答も4割近く見られた。
- ・団体規模別では、人口1万人以下の市区町村で「3年超」が最も多い結果となった。



「3年超」と回答した場合、具体的にどのような業務内容に期間を要するか

- ・資産調査に関する事項が最も多く、回答全体の3割程度を占める。次いで、システム整備に関する事項が2割程度。
- ・職員の確保及び育成や、組織体制の構築に係る事項も2割程度見られ、問1の結果同様、移行時における人的資源の確保が重要な課題として認識されていることが伺える。

・その他、割合は大きくないものの、以下のような回答が見られた。

〔 関係者(指定管理者・委託先等)との調整、他事業との実施時期の調整、料金設定の見直し 等 〕

全部適用又は財務規定等適用への移行に要した期間（実績）【問4】

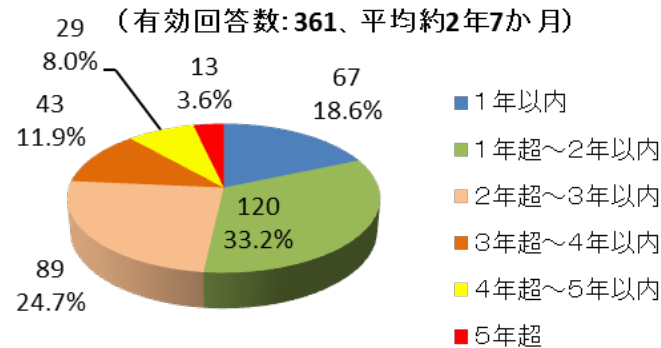
質問内容

任意適用事業について、全部適用又は財務規定等適用への移行に要した期間（直近10年以内の事例を集計）
 【回答対象】任意適用事業（全部適用又は財務適用）

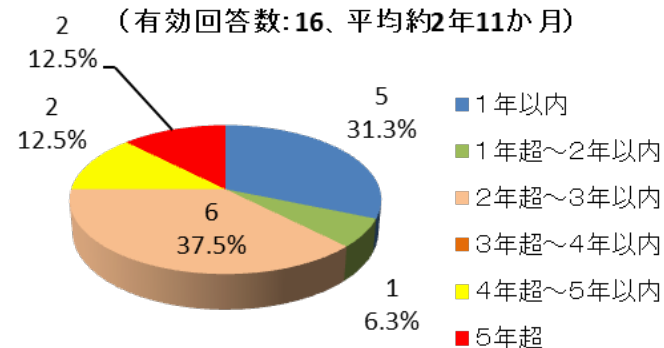
ポイント

- ・移行作業全体の平均期間は、約2年7か月。
- ・作業別の平均では、準備体制の検討等の基礎調査に約1年、資産調査に約2年、条例の改正等の移行事務に約1年5か月、システム整備に約1年5か月。（期間の重複あり）

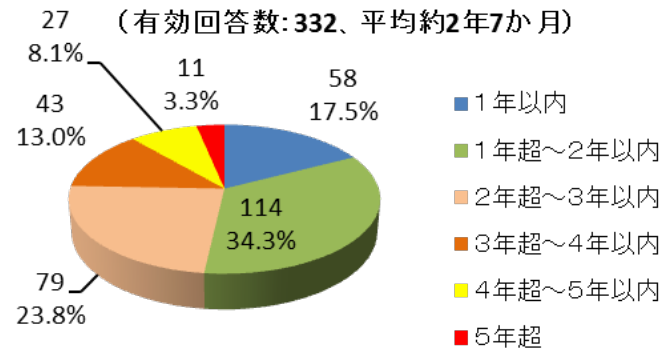
全体



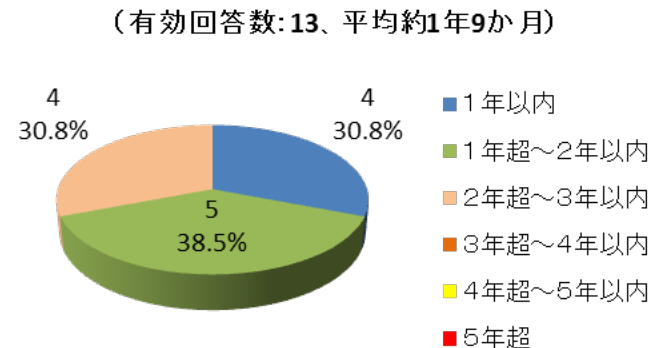
都道府県・政令市



市区町村（人口1万人超）



市区町村（人口1万人以下）



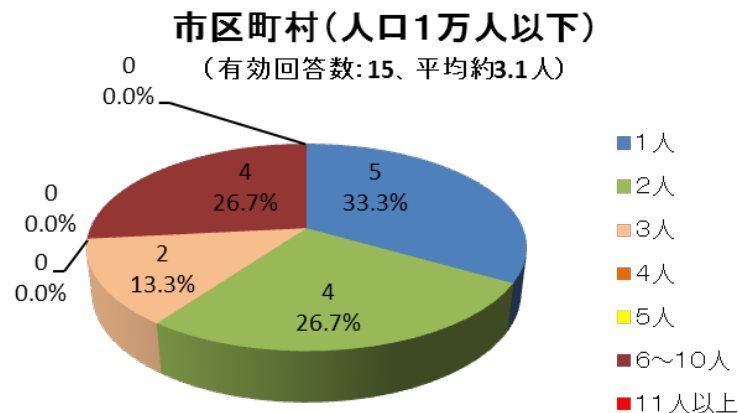
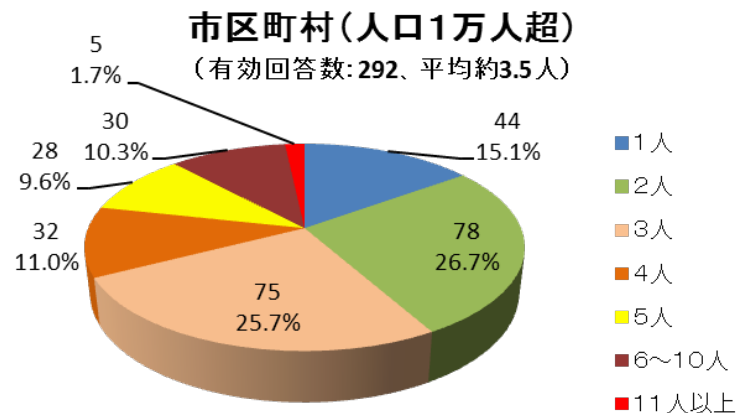
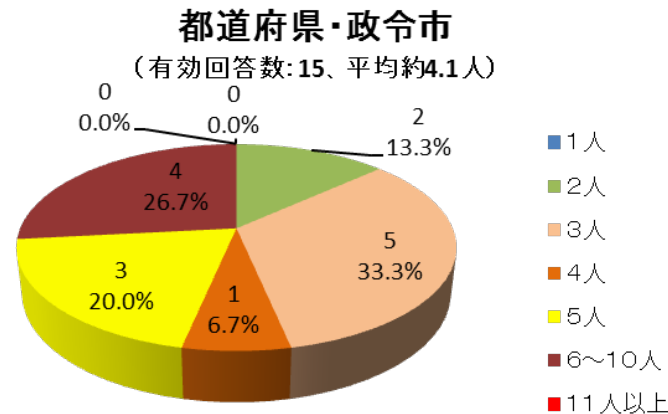
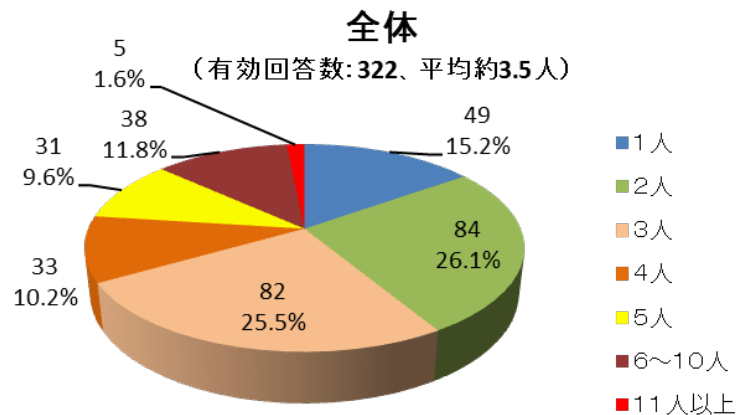
全部適用又は財務規定等適用への移行に要した職員数（実績）【問5】

質問内容

任意適用事業について、全部適用又は財務規定等適用への移行に要した職員数(直近10年以内の事例を集計)
 【回答対象】任意適用事業(全部適用又は財務適用)

ポイント

- ・移行に要した職員数の全体平均は3.5人。
- ・団体規模が大きいほど、移行に要した職員数が多い状況。



財務規定等適用に関して必要な支援策【問6】

質問内容

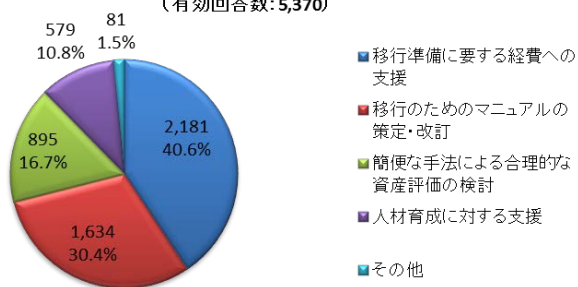
法非適用の事業に財務規定等を適用することに関し、移行作業に対する支援策として必要と考えられるもの（5個の選択肢のうち重要なものから順に複数回答⇒1位の回答を集計）

【回答対象】法非適用事業

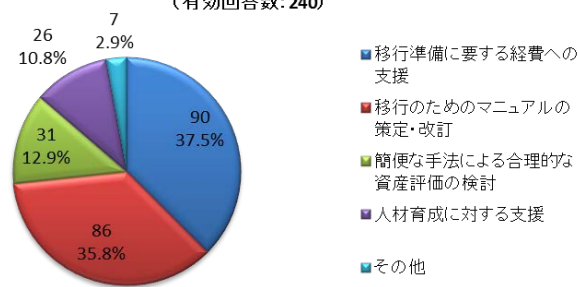
ポイント

- ・全体、団体規模別のいずれも「移行準備に要する経費への支援」が最多。
- ・人口1万人以下市区町村では、「人材育成に対する支援」が13.3%となっており、他の区分よりも多い状況。

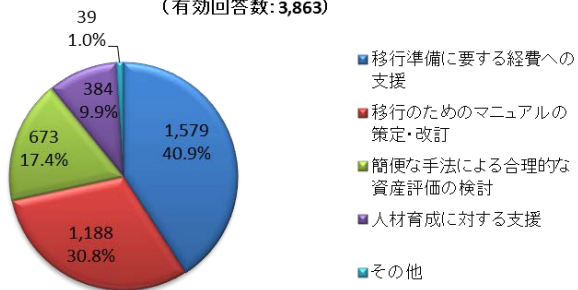
全体
(有効回答数: 5,370)



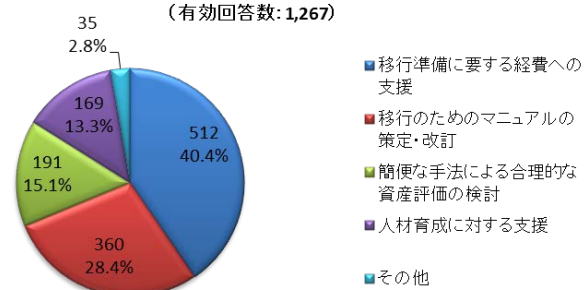
都道府県・政令市
(有効回答数: 240)



市区町村(人口1万人超)
(有効回答数: 3,863)



市区町村(人口1万人以下)
(有効回答数: 1,267)



・「その他」の主な内容は以下のとおり。

説明会・研修会の実施、人材の派遣・個別支援、統一的なシステム構築・基準策定、移行準備以外の財政支援、相談窓口などの設置によるサポート体制、十分な移行期間の確保、過去適用団体の情報提供 等

財務規定等適用によるメリットの活用【問7】

質問内容

当然又は任意適用事業に関して、財務規定等適用によるメリットの活用方法について、重要と考えるもの（7個の選択肢のうち重要なものから順に3個まで複数回答⇒1位の回答を集計）

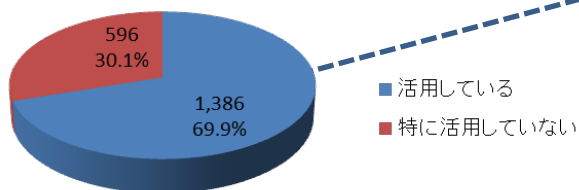
【回答対象】当然又は任意適用事業（全部適用又は財務適用）

ポイント

- ・当然適用事業、任意適用事業とも、大半の事業において財務規定等適用のメリットを活用。
- ・メリットの活用方法として重要と考えられているものは、「住民・議会への財務状況説明の情報を充実」が最多。

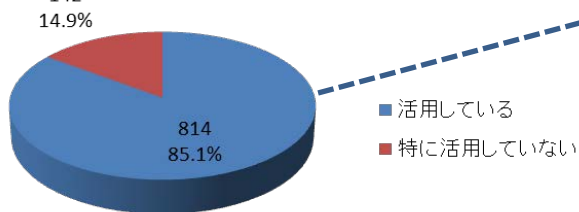
当然適用事業

（有効回答数：1,982）

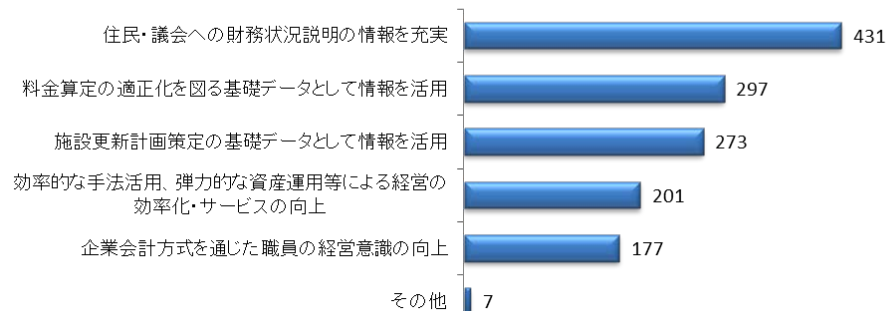


任意適用事業

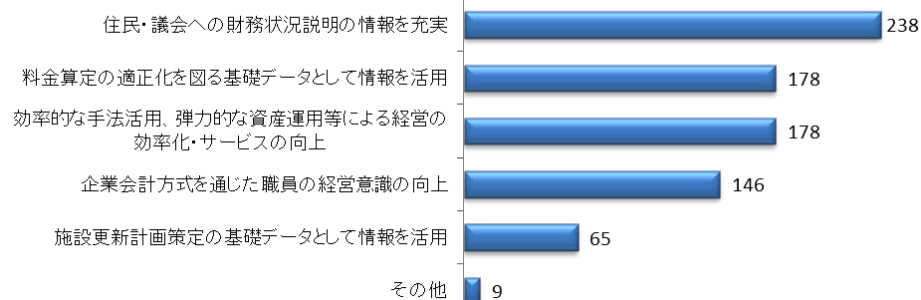
（有効回答数：956）



当然適用事業



任意適用事業



・「その他」の主な内容は以下のとおり。

経営状況の把握、経営責任の明確化、業務計画への活用、職員の意識向上、予算執行の効率化・迅速化、他企業との経営状況比較に活用、消費税の節税効果等

全部適用又は財務規定等の適用を廃止した理由【問8】

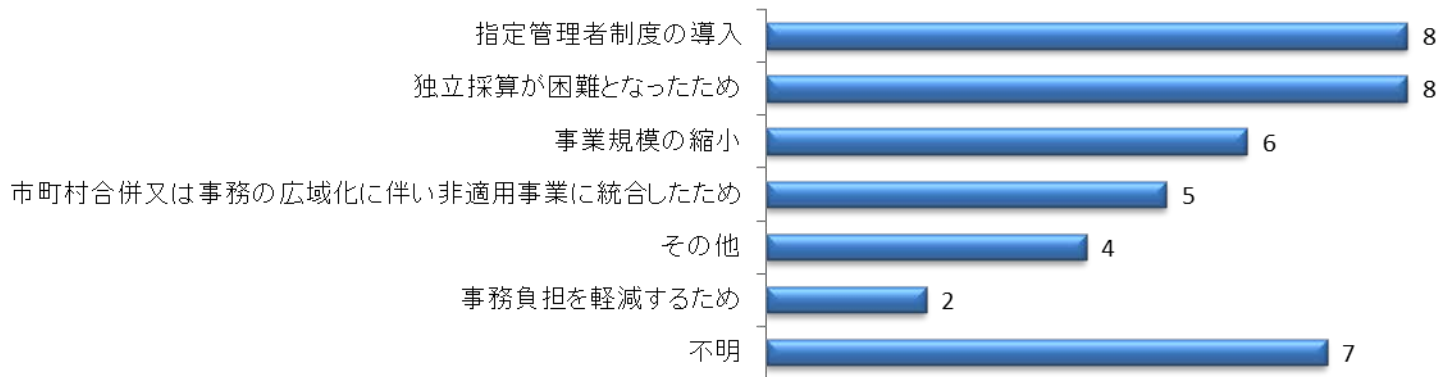
質問内容

過去、任意に全部適用又は財務規定等を適用していたが、現在は適用を廃止している場合、その理由(自由記入)
【回答対象】法非適用事業

ポイント

- ・有効回答数は40事業であり、法適用を廃止して非適用に移行した事業は少数であることが分かる。
- ・法適用廃止の理由としては、「指定管理者制度の導入」「独立採算が困難となったため」「事業規模の縮小」が多数。

全体
(有効回答数: 40)



「その他」の主な内容は以下のとおり。

- ・資本費平準化債発行可能額の減少による一般会計負担の増による、市財政への影響が大きかったため
- ・今後、企業会計を継続しても直接・間接的にメリットが無い
- ・町財政が非常に厳しい時であったため、有利な起債(過疎対策事業債)の借入を可能とするため 等